

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年7月5日

【発行者名】 シティグループ・ファースト・インベストメント・
マネジメント・リミテッド
(Citigroup First Investment Management Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ソン・リ
(Song Li, Director)

【本店の所在の場所】 香港、セントラル、ガーデン・ロード3、
チャンピオン・タワー50/F
(50/F, Champion Tower,
Three Garden Road, Central, Hong Kong)

【代理人の氏名又は名称】 辯護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 辯護士 三 浦 健
同 飯 村 尚 久

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券に係
るファンドの名称】 レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）ト
ラストフレキシベータファンドVT5/VT10
(Red Arc Global Investments (Cayman) Trust—Flexibeta Fund
VT5/VT10)

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券の金
額】 フレキシベータファンドVT5/VT10-VT5豪ドルヘッジクラス（以下
「VT5豪ドルヘッジクラス」という。）
10億豪ドル（約800億8,000万円）を上限とする。
フレキシベータファンドVT5/VT10-VT10豪ドルヘッジクラス（以下
「VT10豪ドルヘッジクラス」といい、VT5豪ドルヘッジクラスとあ
わせて「豪ドル建て受益証券」という。）
10億豪ドル（約800億8,000万円）を上限とする。
(注) 豪ドルの円換算額は、便宜上、2021年1月29日現在における株式会社三菱U
F J銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝80.08円）による。以下
別段の記載がない限りこれによる。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT5ユーロヘッジクラス（以下「VT5ユーロヘッジクラス」という。）

10億ユーロ（約1,264億8,000万円）を上限とする。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT10ユーロヘッジクラス（以下「VT10ユーロヘッジクラス」といい、VT5ユーロヘッジクラスとあわせて「ユーロ建て受益証券」という。）

10億ユーロ（約1,264億8,000万円）を上限とする。

（注）ユーロの円換算額は、便宜上、2021年1月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ=126.48円）による。以下別段の記載がない限りこれによる。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT5円ヘッジクラス（以下「VT5円ヘッジクラス」という。）

1,000億円を上限とする。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT10円ヘッジクラス（以下「VT10円ヘッジクラス」といい、VT5円ヘッジクラスとあわせて「円建て受益証券」という。）

1,000億円を上限とする。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT5米ドルクラス（以下「VT5米ドルクラス」という。）

10億米ドル（約1,044億8,000万円）を上限とする。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT10米ドルクラス（以下「VT10米ドルクラス」といい、VT5米ドルクラスとあわせて「米ドル建て受益証券」という。）

10億米ドル（約1,044億8,000万円）を上限とする。

（注）米ドルの円換算額は、便宜上、2021年1月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=104.48円）による。以下別段の記載がない限りこれによる。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年12月28日に提出した有価証券届出書（2021年3月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）（以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち、「第一部 証券情報」の「（8）申込取扱場所」について、ファンドの販売会社である株式会社SMBC信託銀行の登記上の本店住所が2021年7月5日付で変更されましたので、当該記載を訂正するため、ならびにケイマン諸島データ保護法に関する記載について、法令の名称の変更および関連する記載を修正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

※訂正箇所を下線で示します。

第一部 証券情報

（8）申込取扱場所

<訂正前>

株式会社SMBC信託銀行（以下「販売会社」という。）
東京都港区西新橋1丁目3番1号
ホームページアドレス：<https://www.smbctb.co.jp>
（後略）

<訂正後>

株式会社SMBC信託銀行（以下「販売会社」という。）
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
ホームページアドレス：<https://www.smbctb.co.jp>
（後略）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（6）監督官庁の概要

<訂正前>

（前略）

ケイマン諸島データ保護法

ケイマン諸島政府は、2017年5月18日に2017年データ保護法（以下「DPL」という。）を施行した。DPLにより、国際的に受け入れられたデータ・プライバシー原則に基づいた受託会社の法令上の要求を導入する。

受託会社は、DPLの下での受託会社のデータ保護義務および投資者（および投資者と関連する個人）のデータ保護権利を概説する書類（以下「サブ・ファンド・プライバシー通知」という。）を準備してきた。サブ・ファンド・プライバシー通知は投資者に入手可能となる。

潜在的投資者は、サブ・ファンドへの投資ならびに受託会社およびその関連会社および／またはその委託先との関連するやり取り（申込フォームの記入、および（適用ある場合には）電磁的方法でのやり取りまたは電話通話の記録を含む。）の観点から、または受託会社に投資者と関連する個人（例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資者、クライアント、実質的受益者または代理人）の個人

情報を提供する観点から、当該個人は受託会社ならびにその関連会社および／または委託者（管理事務代行会社を含むが、これに限られない。）に対しDPLにおいて個人データを形成する一定の個人情報を提供することに留意すべきである。個人データについてデータ管理者として行為する受託会社ならびに管理事務代行会社、管理会社およびその他のような受託会社の関連者および／または委託者は、データ処理者（または一定の場合に自身の権利においてデータ管理者）として行為する場合がある。

サブ・ファンドへの投資によりおよび／またはサブ・ファンドへの投資を続けることにより、投資者は、サブ・ファンド・プライバシー通知を熟読し理解したこと、およびサブ・ファンド・プライバシー通知はサブ・ファンドへの投資に関連する投資者のデータ保護権利および義務の概略を提供することを承知したものとする。

DPLの監視はケイマン諸島のオンブズマン・オフィスの責任である。受託会社によるDPLの違反は、治癒命令、金銭ペナルティまたは犯罪訴追への紹介を含む、オンブズマンの執行行為を招く可能性がある。

<訂正後>

（前略）

ケイマン諸島データ保護法

ケイマン諸島政府は、2017年5月18日にデータ保護法（改正済）（以下「DPA」という。）を施行した。DPAにより、国際的に受け入れられたデータ・プライバシー原則に基づいた受託会社の法令上の要求を導入する。

受託会社は、管理会社と共に、DPAの下での受託会社のデータ保護義務および投資者（および投資者と関連する個人）のデータ保護権利を概説する書類（以下「サブ・ファンド・プライバシー通知」という。）を準備してきた。サブ・ファンド・プライバシー通知は投資者に入手可能となる。

潜在的投資者は、サブ・ファンドへの投資ならびに受託会社およびその関連会社および／またはその委託先との関連するやり取り（申込フォームの記入、および（適用ある場合には）電磁的方法でのやり取りまたは電話通話の記録を含む。）の観点から、または受託会社に投資者と関連する個人（例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資者、クライアント、実質的受益者または代理人）の個人情報を提供する観点から、当該個人は受託会社ならびにその関連会社および／または委託者（管理事務代行会社を含むが、これに限られない。）に対しDPAにおいて個人データを形成する一定の個人情報を提供することに留意すべきである。個人データについてデータ管理者として行為する受託会社ならびに管理事務代行会社、管理会社およびその他のような受託会社の関連者および／または委託者は、データ処理者（または一定の場合に自身の権利においてデータ管理者）として行為する場合がある。

サブ・ファンドへの投資によりおよび／またはサブ・ファンドへの投資を続けることにより、投資者は、サブ・ファンド・プライバシー通知を熟読し理解したこと、およびサブ・ファンド・プライバシー通知はサブ・ファンドへの投資に関連する投資者のデータ保護権利および義務の概略を提供することを承知したものとする。

DPAの監視はケイマン諸島のオンブズマン・オフィスの責任である。受託会社によるDPAの違反は、治癒命令、金銭ペナルティまたは犯罪訴追への紹介を含む、オンブズマンの執行行為を招く可能性がある。